

1	0	年	保	存
機	密	性	2	

基監発 1220 第 1 号

雇児雇発 1220 第 1 号

雇児職発 1220 第 1 号

雇児短発 1220 第 1 号

平成 24 年 12 月 20 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

雇用均等政策課長

(契印省略)

職業家庭両立課長

(契印省略)

短時間・在宅労働課長

(契印省略)

都道府県労働局における労働基準行政と雇用均等行政との
連携に当たって留意すべき事項について

都道府県労働局における労働基準行政と雇用均等行政との連携については、平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 775 号・女発第 291 号「都道府県労働局における労働基準行政と雇用均等行政との連携について」(以下「通達」という。)により指示されているところであるが、今般、平成 24 年 12 月 20 日付け基発 1220 第 3 号・雇児発 1220 第 3 号「都道府県労働局における労働基準行政と雇用均等行政との連携について」の一部改正についてにより、更なる連携について指示がなされたところである。

については、下記に留意されるようお願いする。

記

通達記第3の2の法令違反事業場（所）に係る情報提供等については、以下のとおり取り扱うこと。

1 情報提供等の方法について

通達記第3の2の（1）に係る情報提供等については、別紙様式1により行うこと。また、通達記第3の2の（3）に係る回報については、別紙様式2により行うこと。

2 情報提供等の内容について

下記ア及びイに掲げる事案は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。）の両者に違反する蓋然性が高いことから、該当する事案については、必ず情報提供等を行うこと。なお、これに限らず幅広く情報提供等を行うべき事案を取り上げることとして差し支えないこと。

ア 労働基準部等から雇用均等室への情報提供等を行う事案について

（ア）

（イ）

イ 雇用均等室から労働基準部等への情報提供等を行う事案について

（ア）

（イ）

労働基準監督署長 労働基準部長 雇用均等室長 第 号 年 月 日 労働基準監督署長 労働基準部長 雇用均等室長		
情報提供について 平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 775 号・女発第 291 号に基づき、次のとおり情報を提供します。		
情報提供 事業場（所）	名称	
	所在地	
事案の概要		
備考		

（注）「事案の概要」欄については、簡潔に記入すること。

労働基準監督署長		第	号
労働基準部長 殿		年	月 日
雇用均等室長		労働基準監督署長	
		労働基準部長	
		雇用均等室長	
情報提供等事案に係る措置の回報について 平成 年 月 日付け第 号に基づく情報提供等事案について、次のとおり措置を行ったので回報します。			
情報提供 事業場（所）	名称		
	所在地		
措置した内容			
備考			

（注）「措置した内容」欄については、具体的に記入すること。